

改正

令和4年9月30日条例第32号

令和7年3月24日条例第10号

足立区男女共同参画社会推進条例を公布する。

足立区男女共同参画社会推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 性別等による権利侵害の禁止等（第8条・第9条）

第3章 基本施策（第10条—第18条）

第4章 足立区男女共同参画推進委員会（第19条—第22条）

第5章 苦情等の申出（第23条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

付則

私たちは、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（以下「性別等」という。）にかかわらず、全ての人が人権を保障され、かけがえのない一人の人間として尊重される平和な社会の実現を願っている。日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現のため、国内外において取組が行われてきた。

足立区においても、これまで男女平等の実現を目指して行動計画を策定し、様々な施策を推進してきた。

しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等、男女平等は十分に達成されているとはいえない。

このため、足立区においては、性別等を理由とするあらゆる差別的取扱いを行ってはならないという人権尊重の理念を積極的に推進していかなければならない。

ここに、私たちは、誰もが夢を持てる足立区を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、全ての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していく決意を表明し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）、区民、事業者及び区民団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人の権利と多様性が尊重されるとともに、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
- (2) 男女共同参画社会 男女共同参画の機会が確保され、もって全ての人が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (5) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- (6) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学する全ての個人をいう。
- (7) 事業者 区内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体をいう。
- (8) 区民団体 主たる構成員が区民又は事業者である非営利の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- (1) 性別等にかかわらず、全ての人の権利を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ（互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。）の相手方を含む。以下同じ。）への暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。

以下同じ。）、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。

(2) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育及び学習を行うこと。

(3) 性別等にかかわらず、全ての人が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同して参画すること。

(4) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、性別等にかかわらず、全ての人が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。

(5) 性別等にかかわらず、全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。

(6) 性別等にかかわらず、全ての人が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と性及び生殖に関する権利を尊重すること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、総合的に男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、区民団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

3 区は、男女共同参画の推進のための組織の整備並びに職員及び教職員への啓発に取り組み、施策の推進のための財政上の措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 区民は、区が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 区民は、性別等による差別及び暴力の根絶に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に関し男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、区が行う男女共同参画に関する施策に協力するように努めなければならない。

(区民団体の責務)

第7条 区民団体は、その活動に関し、第5条に定める区民の責務にのっとり、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

第2章 性別等による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において、性別等を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動及び性別等に関する言動（性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動を含む。）をし、又はその言動によって相手若しくは周囲の者の生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。

4 何人も、自己の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する情報の公表又は供述を強要されず、他人の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する情報を本人の同意なく第三者に提供してはならない。

(公衆に表示する情報)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び女性に対する暴力並びに性別等による差別若しくは偏見を助長し、若しくは連想させる表現を行い、又は過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第3章 基本施策

(行動計画)

第10条 区長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ第19条の規定により設置する足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者及び区民団体の意見を反映できるように適切な措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、推進委員会の意見を付して、これを公表するものとする。

(附属機関の委員の構成)

第12条 区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないように

努めなければならない。委員の任期の途中において委員の数に変動が生じる場合についても、また同様とする。

(教育及び学習における男女共同参画の推進)

第13条 区は、学校教育、保育その他の生涯にわたる教育及び学習において、男女共同参画の視点に立った取組が促進されるように環境の整備を進めるとともに、取組に対する支援その他必要な措置を講じるように努めなければならない。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第14条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区と契約を希望する事業者に対し、男女共同参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、起業を目指す女性に対して、その能力と発想を十分に活かすことができるように、情報の提供、経営に関する支援その他必要な支援に努めなければならない。

(家庭生活及び社会生活の両立)

第15条 区は、区民が自らの責任と選択により家庭生活及び社会生活の両立ができるように支援に努めなければならない。

2 家族を構成する区民は、性別等にかかわらず、家庭生活及び社会生活の両立を図るため、互いに理解し、協力するように努めなければならない。

3 事業者は、従業員の家庭生活及び社会生活の両立に配慮するように努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第16条 区は、生涯にわたる健康と性及び生殖に関する権利が十分に尊重されるように、性別等にかかわらず、全ての人の学習機会及び情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

(調査研究等)

第17条 区は、男女共同参画社会の形成に関し必要な調査研究、情報の収集及び整理に努めなければならない。

2 区は、区民、事業者及び区民団体の基本理念への理解を促進するために必要な普及及び広報活動に努めなければならない。

(拠点施設)

第18条 区は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、区民、区民団体等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

第4章 足立区男女共同参画推進委員会

(推進委員会の設置)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、推進委員会を設置する。

(所掌事項)

第20条 推進委員会は、行動計画の策定に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

2 推進委員会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し、審議し、及び区長に意見を述べることができる。

3 推進委員会は、第12条に規定する附属機関の委員の構成に関し、区長その他の執行機関に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

4 推進委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(組織)

第21条 推進委員会は、区民、足立区議会議員、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員18人以内をもって組織するものとする。

(任期)

第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。

第5章 苦情等の申出

(苦情の申出)

第23条 区民は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、区長に対し苦情の申出をすることができる。

(苦情処理)

第24条 区長は、前条の申出に対し、男女共同参画社会の形成に資するように適切に対応し、処理するものとする。

2 区長は、前条の申出についての意見を求めるため、足立区男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 3 苦情処理委員は、前条の申出に対する意見を区長に述べるため、必要に応じて関係機関等に説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(相談の申出)

第25条 区民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合、区長に対し相談の申出をすることができる。

(相談への対応)

第26条 区長は、前条の申出に対し、関係機関等と連携し、適切な対応に努めなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、規則で定める日から施行する。(平成15年10月規則第85号で、同15年11月1日から施行)

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円
----------------	-----------

付 則 (令和4年9月30日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される足立区男女共同参画推進委員会の委員の任期は、第22条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

付 則 (令和7年3月24日条例第10号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。